

地域生活支援事業「事業所を登録する方式」に係る変更点等について

1. 以下の事業は、従来、市と事業者が委託契約を締結して実施していましたが、事務の簡略化を図ること等を目的に、令和8年度から市が実施事業所を登録する方式に変更します。

◎事業所を登録する方式に変更する事業：外出時介助等（移動支援）事業  
地域活動支援センターⅡ型事業  
訪問入浴サービス事業  
日中一時支援事業

※注1）事業所を登録する方式で行う事業の実施内容や請求等の事務手続きに大きな変更はありませんが、各実施要綱をご確認ください。

※注2）地域活動支援センターⅠ型事業・Ⅲ型事業は、従来どおり委託契約を締結し実施します。

2. 事業に要した費用を、給付費として支出するため「雲南市地域生活支援事業給付費支給要綱」を制定します。

なお、送付した「雲南市地域生活支援事業給付費支給要綱（案）」は、制定準備中のため、今後、内容に変更が生じる場合がありますのでお含みおきください。

3. 事業所の登録について（給付費支給要綱第8条～第10条）

① 雲南市地域生活支援事業事業所登録申請書（様式第1号）を提出ください。

※添付書類は、申請書に記載しています。

② 雲南市地域生活支援事業事業所登録決定（却下）通知書の交付により登録します。

・登録期間は6年としますが、登録の要件となる給付等事業所がある場合は、当該事業所が島根県知事の指定を受けた事業の有効期限に合わせます。

（給付費支給要綱第9条第3項）

4. 給付費の請求及び受領の委任（給付費支給要綱第11条）

① 利用者等が受けた事業に要した費用を、利用者等に代わり登録事業所が市から支給を受けることを委任するため「雲南市地域生活支援事業給付費に関する委任の届出書（様式第4号）」の提出を受け、写しを市に提出してください。

② ①の「委任の届出書」は、令和8年4月1日以降にサービス提供を受ける、全ての利用者等から登録事業所が提出を受け、その写しを市に提出してください。

※その他、利用者等がサービス提供を受けるための事務手続きや申請等の様式に変更はありません。